

令和4年度

市税のしおり

長崎MIRAISM

誰もみたことのない未来図を、いっしょに描こう。



1 市税の概要

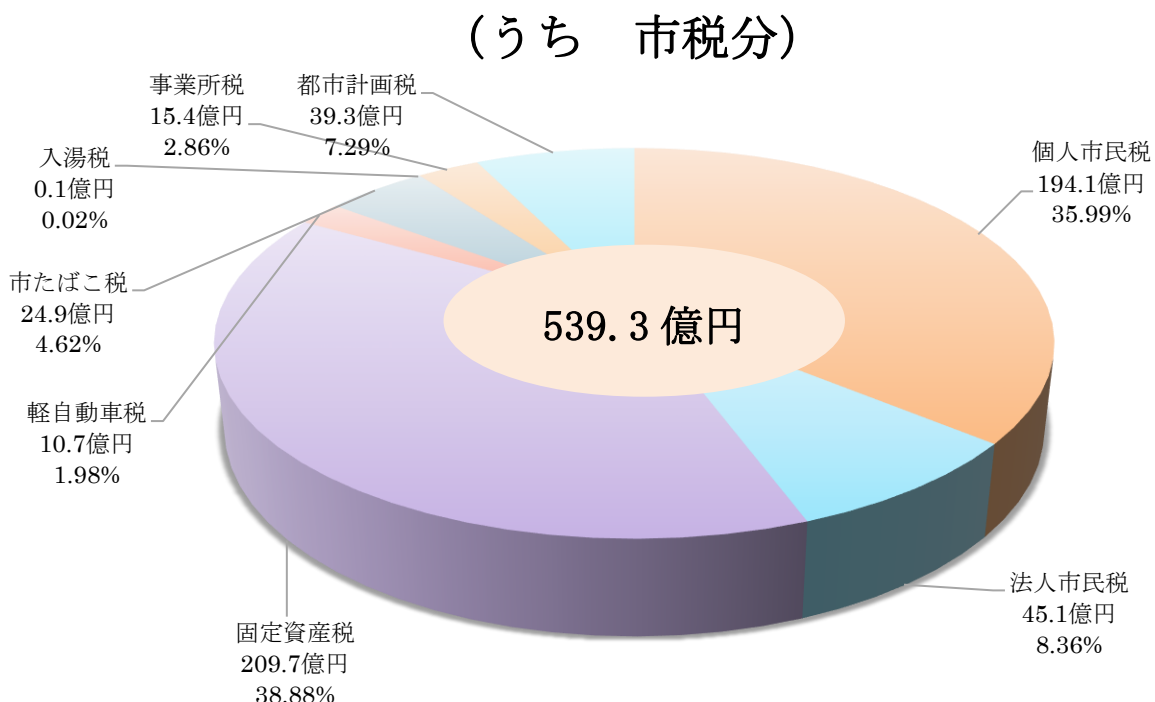
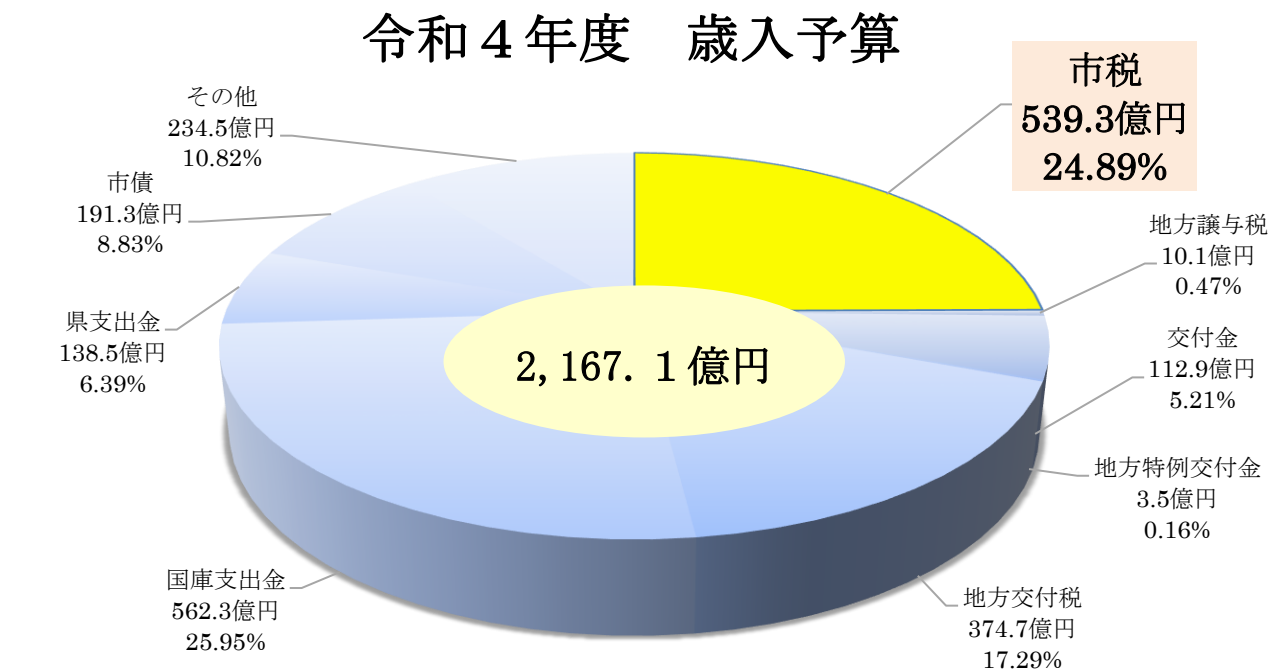
長崎市では、みなさんの生活に関わりのあるさまざまな仕事を行っています。

市税はこれらの仕事を進める上で、最も大切な財源のひとつです。

令和4年度の長崎市の一般会計当初予算額は、2,167億1,000万円ですが、このうち24.89%の財源はみなさんから納めていただく市税収入でまかなわれています。

また、市税は、土木・衛生・教育・福祉など市民の生活に密接な関連のある部門に重点的に配分されています。

(1) 令和4年度 一般会計予算



💡用語の解説

『一般会計』

市税を主な収入源として、行政運営の基本的な経費や事務事業を網羅して経理する会計。

『特別会計』

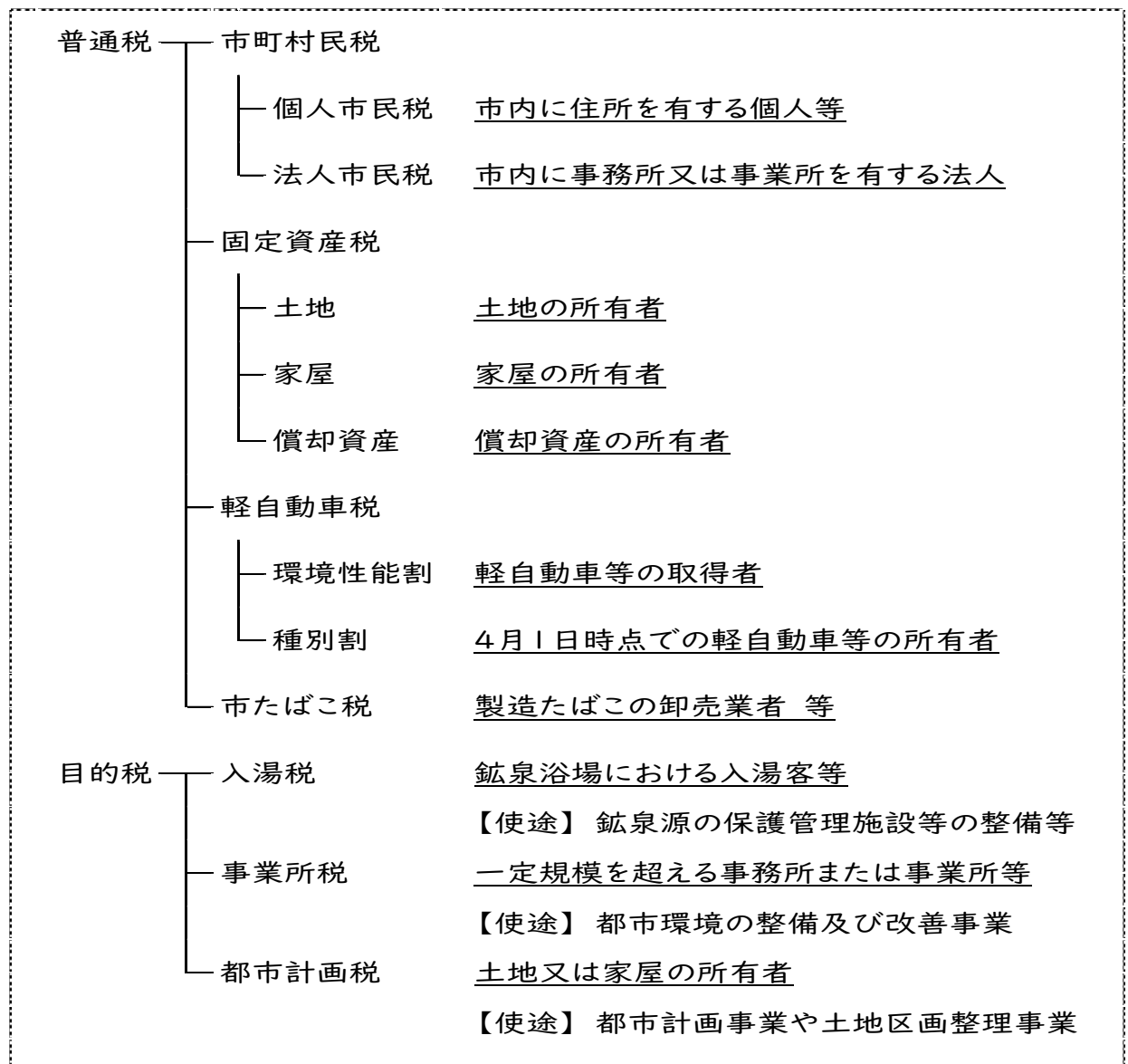
特定の事業を特定の収入をもって行う場合、その事業に係る経理を他の会計と区別する必要があるため、法律や条例に基づいて設置している会計。

(例 観光施設事業や国民健康保険事業 等)

『地方交付税』

全国の自治体が一定水準の行政サービスを行うことができるよう、国が徴収した国税の一部を、財源が足りない自治体に再分配するもの。

(2) 市町村税の体系(長崎市該当分のみ)



2 課税の仕組み

(I) 市民税

市民税は、個人市民税と法人市民税に分けられます。

ア 個人市民税

個人市民税は、県民税とあわせて、「個人住民税」又は「市・県民税」と呼ばれています。

◆納税義務者

- 長崎市内に住所を有する人
- 長崎市内に住所はないが、事務所や事業所又は家屋敷を有する人

※市内住所等の有無については、各年1月1日（賦課期日）現在の状況で判断します。

◆納付期限

- 普通徴収 納税義務者本人が、納付書や口座引き落としとして直接納める方法。
【納期】 第1期 6月末 第2期 8月末 第3期 10月末 第4期 翌1月末
- 特別徴収 勤務先の給与や公的年金からの天引きにより納める方法。
【納期】 6月から翌5月までの12ヶ月の翌月10日

※納期が土日祝日の場合は、翌営業日。

◆税額の計算方法 均等割額 + 所得割額

- 均等割額 一律 5,500 円
→ 市民税 3,500 円 + 県民税 2,000 円
- 所得割額 $\frac{\text{課税所得金額} \times \text{税率}(10\%) - \text{税額控除}}{(\text{所得金額} - \text{所得控除額})}$

※税率の内訳

市	県	合計
6%	4%	10%

- ◎所得金額 所得割の税額計算の基礎となるものです。
前年1月1日から12月31日までに得た収入から必要経費を差し引いて算定されます。

*所得対象

- ・給与所得 ・退職所得 ・事業所得 ・譲渡所得 ・利子所得
- ・一時所得 ・配当所得 ・山林所得 ・雑所得 ・不動産所得

- ◎所得控除 納税義務者の控除対象配偶者や扶養親族の有無など個人的な事情を考慮し、実情に応じた税負担を求めるため、所得金額から差し引くものです。

*所得控除対象

- ・雑損控除 ・医療費控除 ・社会保険料控除
- ・扶養控除 ・配偶者控除 ・配偶者特別控除
- ・基礎控除 ・障害者控除 ・勤労学生控除
- ・生命保険料控除 ・地震保険料控除
- ・小規模企業共済等掛金控除 ・寡婦(寡夫)控除

- ◎税額控除 課税所得金額に税率を乗じて求めた税額から差し引くものです。

*税額控除対象

- ・調整控除 ・配当控除 ・住宅借入金等特別税額控除
- ・寄附金税額控除 ・外国税額控除 ・配当割額控除
- ・株式等譲渡所得割控除

イ 法人市民税

法人市民税は、それぞれの法人等が定める事業年度が終了したら、一定期間内に納付すべき税額を計算して申告し、その税額を納めていただくことになります。

◆納税義務者

均等割	法人税割
○市内に事務所や事業所を有する法人	
○市内に事務所や事業所を有しないが、寮等（宿泊所・クラブ・保養所など）を有する法人	○法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課税される個人で、市内に事務所又は事業所を有するもの
○市内に事務所や事業所などを有する公益法人で、収益事業を行わないもの	

◆申告・納付期限

- 中間申告
事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内
- 確定申告
事業年度終了の日の翌日から原則として2ヶ月以内
- 均等割申告
毎年4月30日

◆税額の計算方法 均等割額 + 法人税割額

- 均等割額（算定期間の末日現在において次の区分によります。）

資本金等の額	市内の事務所等の従業者数	年額
50億円超	50人超	3,000,000円
	50人以下	410,000円
10億円超～50億円以下	50人超	1,750,000円
	50人以下	410,000円
1億円超～10億円以下	50人超	400,000円
	50人以下	160,000円
1,000万円超～1億円以下	50人超	150,000円
	50人以下	130,000円
1,000万円以下	50人超	120,000円
	50人以下	50,000円
上記以外の法人等		50,000円

※平成27年4月1日以後に開始した事業年度については、「資本金等の額」が「資本金及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」を下回る場合は、「資本金等の額」は「資本金及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」が均等割の税率区分の算定基準となります。（資本金等の額＝無償増資、無償減資等を加減算した調整後の金額）

- 法人税割額

課税標準となる法人税額 × 税率（8.4%）

※令和元年9月30日以前に開始した事業年度分の税率は12.1%になります。

(2) 固定資産税・都市計画税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産の価格に応じて、その所有者に対して賦課される税です。
 都市計画税は、公園や街路等の整備などを行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用にあてるための目的税で、市街化区域内に土地、家屋を所有している人が固定資産税と合わせて納める税です。

◆納税義務者

	納税義務者	賦課期日前に所有者が死亡している場合	震災等その他の事由で所有者の所在が不明な場合	調査を尽くしてもなお、所有者の存在が不明な場合
土地 (固・都)	登記簿又は土地(家屋)補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人	現所有者 (相続人)	使用者	使用者
家屋 (固・都)				
償却資産 (固)	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人	—	—	—

※固定資産税：毎年1月1日現在、土地、家屋、償却資産の所有者

都市計画税：毎年1月1日現在、市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者

◆納付期限 ※納期が土日祝日の場合は、翌平日。

第1期 5月末 第2期 7月末 第3期 12月末 第4期 翌2月末

◆税額の計算方法

【固定資産税】 $\text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)}$

【都市計画税】 $\text{課税標準額} \times \text{税率 (0.3\%)}$

○固定資産の評価

全国的な評価の公平化を図るため、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて行われ、市長が価格(評価額)を決定します。

○課税標準額の算定

土地・家屋 国が定めた固定資産評価基準に基づき3年毎に評価替えを行い、算定
 償却資産 個々の資産の取得価格又は前年度の評価額を基礎に、算定

○免税点

市内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの合計の課税標準額が、次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円

○非課税

賦課期日である1月1日現在で、固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者や利用状況が、地方税法に規定する要件に該当する場合、固定資産税等が課税されません。

◎所有者による非課税(人的非課税)

・ 国や地方公共団体等が所有している固定資産は、利用状況を問わず非課税

◎利用状況による非課税(用途非課税)

・ 社会福祉法人、学校法人、宗教法人等が所有する固定資産で、地方税法に規定する施設や事業の用に供している場合は非課税になります。

・ 公共の用に供する道路や墓地は非課税になります。

※ただし、固定資産を有料で借り受けた者が、これらの用に供している場合は除く

(3) 軽自動車税

軽自動車税は、環境性能割と種別割に分けられます。

ア 環境性能割

軽自動車の取得時に係る税です。

◆納税義務者

三輪以上の軽自動車（新車・中古問わず）の取得者（特殊自動車を除く）

◆納付期限

軽自動車の取得時

◆税額の計算方法 軽自動車の取得価額 × 税率

○税率

区分	燃費要件	税率	
		自家用	営業用
電気自動車（燃料電池車含む） プラグインハイブリッド車		非課税	非課税
ガソリン車	令和12年度燃費基準85%・75%達成車（乗用） 平成27年度燃費基準+25%達成車（貨物）		
	令和12年度燃費基準65%・60%達成車（乗用） 平成27年度燃費基準+20%達成車（貨物）		
	令和12年度燃費基準55%達成車（乗用） 平成27年度燃費基準+15%達成車（貨物）	2%	1%
	上記に該当しないもの		

○免税点

車両の取得価額が 50 万円以下



イ 種別割

原動機付自転車(50cc~125cc)、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」といいます。)の所有に対してかかる税です。

◆納税義務者

4月1日現在における軽自動車等の所有者

※軽自動車等を取得・廃車・売却・譲渡、又は市外へ転出した場合には、申告が必要です。

◆納付期限

5月15日から同月31日

◆税額の計算方法

○ 二輪車等

車種	排気量	標識の色	税率
原動機付自転車	50cc以下	白	2,000円
	50cc超 90cc以下	黄色	2,000円
	90cc超 125cc以下	桃色	2,400円
	ミニカー	水色	3,700円
小型自動車	農耕作業用(田植機等)	緑色	2,400円
	その他(フォークリフト等)		5,900円
軽二輪	125cc超 250cc以下	白色	3,600円
2輪の小型自動車	250cc超	枠付白	6,000円



○ 三輪以上の軽自動車(グリーン化特例軽減対象対象車両以外)

車種	税率		
	平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を超えた車両(経年車重課)
軽三輪	3,900円	3,100円	4,600円
軽四輪貨物	営業用	3,800円	3,000円
	自家用	5,000円	4,000円
軽四輪乗用	営業用	6,900円	5,500円
	自家用	10,800円	7,200円
			12,900円

※経年車重課

三輪以上の軽自動車のうち、最初の新規検査から一定年数経過した軽自動車の税率を重くする措置

➡ 令和4年度の重課対象車両 平成21年3月31日までに新規検査を受けた車両

【対象外車両】電気自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、ガソリンと電気の併用軽自動車、被けん引車

○ グリーン化特例

※三輪以上の軽自動車のうち、環境性能の優れた軽自動車の税率を軽減する措置(1年限り)

・平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両

車種	電気・天然ガス自動車	税率				
		ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車				
		令和2年度 燃費基準+30%達成車	令和2年度 燃費基準+10%達成車	平成27年度 燃費基準+35%達成車	平成27年度 燃費基準+15%達成車	
軽三輪	1,000円	2,000円	3,000円	2,000円	3,000円	
軽四輪貨物	営業用	1,000円			1,900円	2,900円
	自家用	1,300円			2,500円	3,800円
軽四輪乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円		
	自家用	2,700円	5,400円	8,100円		

・令和3年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両

車種	電気・天然ガス自動車	税率				
		ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車				
		令和12年度 燃費基準+90%達成車	令和12年度 燃費基準+70%達成車	平成27年度 燃費基準+35%達成車	平成27年度 燃費基準+15%達成車	
軽三輪	1,000円	2,000円	3,000円			
軽四輪貨物	営業用	1,000円				
	自家用	1,300円				
軽四輪乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円		
	自家用	2,700円				

(4) 市たばこ税

製造たばこの製造者・卸売販売業者などが、長崎市の小売業者に売り渡した「たばこ」に対してかかる税です。

◆納税義務者

製造たばこの製造者・卸売販売業者・特定販売業者（輸入業者）

※ たばこの小売価格には既に市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは、たばこの消費者です。

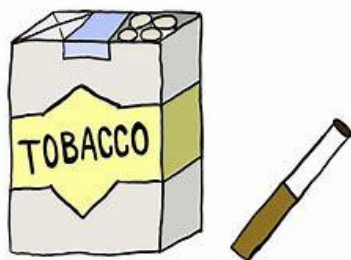
◆納付期限

翌月末日

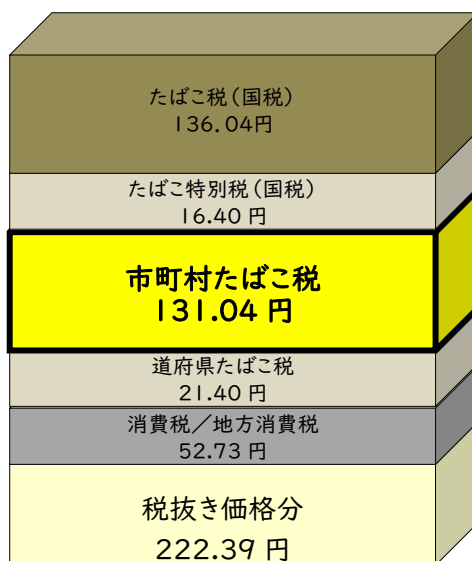
◆税額の計算方法

売り渡したたばこの本数 × 税率

○税率（6,552 円／1,000 本）



定価：580 円 の紙巻きたばこにかかる税金



(5) 入湯税

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設、消防施設などの整備のための費用にあてるために設けられた目的税で、鉱泉浴場（温泉）の入湯行為に対してかかる税です。

◆納税義務者

鉱泉浴場の入湯客（入浴施設が特別徴収義務者として徴収します。）

◆納付期限

浴場経営者等が、毎1日から末日までの間に入湯客から徴収した入湯税を、翌月15日までに申告し、納める。

◆税額の計算方法

○税率

1人につき1泊 150 円（ただし、日帰りの場合 30 円）

○課税免除

12 歳未満、市内にお住まいで 65 歳以上の方や身障手帳等をお持ちの方 等



(6) 事業所税

道路、公園、上下水道、教育文化施設などの都市環境の整備や改善事業に要する費用にあてるために設けられた目的税で、市内の一定規模を超える事務所または事業所等において、法人または個人が行う事業に対してかかる税です。

◆納税義務者

市内の事務所又は事業所において事業を行う法人や個人で、事業所の床面積が1,000㎡を超えるか、従業員数が100人を超える者

※事業所の床面積や従業員数とは、長崎市内すべての事業所を合計したものです。

◆申告・納付期限

法人：事業年度終了の日から2ヶ月以内

個人：その年の翌年3月15日まで

◆税額の計算方法

○課税標準

資産割 法人：事業年度終了の日現在における事業所床面積
個人：その年の12月31日現在における事業所床面積

従業者割 法人：事業年度中に支払われた従業者給与総額
個人：その年中に支払われた従業者給与総額

○税率

資産割 事業所の床面積1㎡につき600円

従業者割 従業者給与総額の0.25%

○免税点

資産割 事業所の床面積1,000㎡以下

従業者割 従業者数100人以下

○申告義務

資産割 事業所の床面積1,000㎡を超えたとき

従業者割 従業者数100人を超えたとき



3 市税の便利な納付方法

対象税目：固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、市県民税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税

キャッシュレス決済

ご利用可能な納付書・金額：納付額が 30 万円以下のバーコード付き納付書

●インターネットバンキング

●クレジットカード

※納付書 1 枚ごとに納付金額に応じた決済手数料（サービス利用料）が別途必要となります。

●スマートフォン決済アプリ



※注意事項

- ・領収証書は発行されませんので、取引履歴や通帳の明細でご確認ください。
- ・納付書 1 枚ごとにお手続きが必要です。口座振替のように、一度手続きをすると以後の納期分が自動的に決済されるものではありません。
- ・金融機関等の窓口でのクレジットカードやスマートフォン決済アプリによる納付はできません。

詳しくは、長崎市ホームページ内「スマートフォンを利用した納付」でご確認ください。

口座振替

1 金融機関の窓口でのお申込方法 ※ 申込月の翌月以降の納期分から振替開始

- (1) 長崎市内店舗での申込：金融機関窓口にあります申込用紙にてお申込みください。
(持参するもの)
… ①通帳 ②お届け印 ③納税通知書や納付書など問い合わせ番号がわかるもの
- (2) 長崎市外店舗での申込：申込用紙を送付しますので、収納課へご連絡ください。
※お申込みいただいた月の（納期限が翌月初めの場合は、その次の納期分からとなります。）

2 収納課窓口でのお申込み方法

※ 各納期の属する月の 5 日までのお申込み分を当月末の納期分から振替開始

(持参するもの)

- … ①キャッシュカード（十八親和銀行、ゆうちょ銀行、長崎西彼農協のみ利用可能）
- ②窓口に来られる方の本人確認ができるもの（運転免許証等）

コンビニエンスストア

※ 納期限（支払期限）が過ぎたものやバーコードが印刷されていない納付書は、使用できませんのでご注意ください。

また、納付書の納期を御確認のうえ、お間違いのないよう順番に納付してください。

※ 領収印を押印した領収証書とは別に、コンビニエンスストアのレジで収納金額等を表示したレシートが発行されます。



～問い合わせ先～



お問い合わせの内容	問合せ先		電話番号 (822-8888)
税の制度等について	収納課	税制係	直通829-1130
納税貯蓄組合について			
固定資産評価審査委員会について			
市税の口座振替について		収納係	
市税の還付について			
所得証明、納税証明、完納証明などについて ※		徴収1,2,3,4係	
納税の相談について			
督促状、催告書について			
納税の相談、督促状、催告書、公売について	特別滞納整理室		直通829-1440
個人市県民税の課税について	市民税課	個人課税1,2,3係	直通829-1133
法人市民税の課税について		法人市民税係	
軽自動車税の課税について		諸税係	
たばこ税、入湯税、事業所税の課税について			
償却資産の課税について	資産税課	償却資産係	直通829-1131
固定資産に関する証明（評価額証明、課税額証明、住宅用家屋証明、公課証明など）、台帳の写しの交付・字図・名寄帳等の閲覧について			
土地に係る固定資産税・都市計画税の課税について		土地1,2係	
家屋に係る固定資産税・都市計画税の課税について		家屋1,2係	

※ 証明書等の窓口での申請及び交付については、地域センターまで